

チェーンソーを用いて行う伐木等の業務に従事する労働者に対する特別教育について

伐木作業等における労働災害を防止するため、平成31年2月12日に労働安全衛生規則の一部が改正され、チェーンソーによる伐木作業等の業務に係る特別教育を統合、時間数が増加されています。今まで特別教育を受けている方は「補講」を受講すれば引き続き同作業に従事可能となっています。改正規則は令和2年8月1日から施行となっているので、施行日以降に同業務に従事する場合は、施行日以降初めて同業務に従事する前に補講を受講することが必要です。

しかし昨今のコロナ禍で、補講を実施している機関が対面による教育を中止したことにより、補講が受講不可能になる方が出る恐れがあるため、下記の方法による教育を実施した場合も補講を受講したこととなったのでお知らせします。補講の内容については下記リーフレットを参照ください。

記

1 視聴覚資料を活用した教育の実施

事業者が、林業・木材製造業労働災害防止協会（以下「林災防」という。）が補講用に作成したテキスト及び視聴覚資料（eラーニング等）を用いて学科教育及び実技教育を行った場合は、補講を行ったものとして取り扱うこととする。

なお、eラーニング等の教育内容が、各特別教育規程に定める範囲を満たしていない又はeラーニング等の教材の閲覧・視聴等による教育時間が、各特別教育規程に定める時間未満であるもの

特別教育のうちの学科教育のために使用されている映像教材又はウェブサイト動画等に出演する講師並びに当該映像教材又はウェブサイト動画等を作成する者及び監修する者が、いずれも十分な知識又は経験を有することが確認できないもの

特別教育のうちの学科教育のために使用されている映像教材又はウェブサイト動画等について、実際の視聴・閲覧時間を受講者自身が操作できる場合、特別教育としてeラーニング等を提供する者（以下「教育事業者」という。）又は事業者が監視者を配置していないために、当該映像教材又はウェブサイト動画等の視聴・閲覧中に受講者が自由に離席できる場合等、各特別教育規程に定める教育時間以上当該学科教育が行われたことが担保できないもの

上記～のいずれかに該当する方法での補講は無効となります。

2 対象者

この通達による取扱いは、改正省令による改正前の労働安全衛生規則第36条第8号に規定する業務に従事する者のうち、チェーンソーを用いて当該業務に従事する者として特別教育を修了した者について適用するものとする。

3 視聴覚資料を活用した教育を認める期間

この通達による取扱いは、令和2年9月30日までに実施した1による教育について適用するものとする。

4 その他

この通達に基づき1による教育を修了した者に対しては、林災防が別途実施する予定の実技教育等に関する補助講習を受講することが望ましい。

伐木作業等の安全対策の規制が変わります！
～ 伐木作業等を行うすべての業種が対象～

厚生労働省は、伐木作業等における労働災害を防止するために、労働安全衛生規則の一部を改正し、伐木作業等における安全対策を強化します。
林業、土木工事業や造園工事業など、業種にかかわらず、伐木作業等を行うすべての業種が対象となります。

【改正の背景】
林業における労働災害による死亡者数は年間40人前後で推移しており、平成20年以降改善がみられていません。死亡災害の約6割はチェーンソーによる伐木作業時に発生しており、また、休業4日以上の災害者の起因物は、立木(りゅうぼく)等が約3割、チェーンソーが約2割と多数を占めています。
厚生労働省は、「伐木作業における安全対策のあり方に関する検討会報告書」（平成30年3月6日公表）を踏まえ、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号、以下「労働安全衛生規則」という。）の一部を改正しました。

今回の改正の主な内容

- チェーンソーによる伐木等の業務に関する特別教育について、伐木の直径等で区分されていた特別教育を統合し、時間数を増やします。
（労働安全衛生規則第36条第8号、以下「特別教育規程」という。）の改正
- 伐木作業等における危険を防止するために、以下のとおり規定します。
（労働安全衛生規則第37条）
 - 受け口を作るべき立木の対象を胸高(さようこう)直径40cm以上のものから20cm以上に拡大する等、立木の伐倒時の措置を義務付けます。
 - 事業者に対して、かかり木の運りか処理を義務付けるとともに、事業者及び労働者に対して、かかり木の処理における禁止事項を規定します。
 - 事業者は、立木の高さの2倍に相当する距離を半径とする円形の内側には、当該立木の枝節の作業に従事する労働者以外の労働者を立ち入らせはならないこと等を規定します。
 - 事業者は、チェーンソーによる伐木作業等を行う労働者に当該切断防止用保護衣を着用させること、また、当該労働者に、当該切断防止用保護衣を着用することを義務付けます。
- その他の改正を行います。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署